

# 令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 8 号	受理年月日	令和3年7月30日
件 名	永田敦史議員がF a c e b o o k等で他の議員を誹謗中傷などしたことを例として、安城市議会議員政治倫理条例第3条（1）に照らし、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>令和3年6月26日の永田敦史議員によるF a c e b o o kなどで、市議会での「民主主義」「市民と公の利益」「健全で秩序ある議会運営」を守っていききたい、という投稿を、一市民として見て驚きました。</p> <p>特にF a c e b o o kでは、特定の議員名（以後、某議員）を取り上げ、言葉の限りを尽くして、その議員を誹謗中傷するような内容が書かれていたと言えるでしょう。</p> <p>その内容は、添付資料として、本請願と共に提出いたします。いったい安城市議会は何をしているのでしょうか。市民としての理解の範囲を越えています。</p> <p>永田議員の書き込みを見ると、自分は完全、完璧な正義の議員であり、某議員は悪の限りを尽くした議員のように書かれているようです。</p> <p>そもそも、議会の運営は法令や議会のルール内で行われているはずであり、議員は勝手にそれらから外れた言動はできないのではないですか。</p> <p>また、議会基本条例第3条1項に議会は「言論の府」と明記されているように、議会内で議員同士が激論を交わすこと、及び市の事務に関することで議員と市職員が激論を交わすことは、それこそ議会、議員の本分として、市民としてはむしろ歓迎するところであろう。だが、他の市民たちの声を聴くと、ある議員は、市職員、他の議員、しかも市民にまで無作法を働いていると聞くことが少なくなく、常習化されているようにも思える。しかも実際に一市民である請願者らはその当事者になったことが、なんと市庁舎内で、つい最近あった。これは追って証拠をもとにして精査し、公開することになる。</p> <p>ここで、まずは永田議員には、F a c e b o o kなどへの書き込みについて、下記について答えていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 某議員はどのような法令及び議会のルール違反をしたのか。具体的説明を求めます。</li> <li>2 議会は、某議員に対して法令及び議会のルール違反を特別に容認しているのですか。</li> <li>3 書き込みには『全27名の議員』というたぐいの言葉が何度も出てくるが、全27名の議員と言える根拠を示してください。</li> <li>4 書き込みの内容について、言論弾圧、民主主義を壊す、でたらめ・めちゃくちゃ、逃げの論理展開、言い訳、ダブルスタンダード、暴言、暴行等、何をもってそう言えるのか、具体例を挙げて説明してほしい。</li> <li>5 議場で議論をせずに、議場外のSNSで個人攻撃をすることは、議員として望ましいことですか。</li> <li>6 書き込み内容について、永田議員自身に当てはまることは皆無ですか。</li> </ol>		

7 多くの請願について、某議員は請願の紹介議員であり、主に請願にそった発言をしていると思うが、永田議員の発言は請願の内容ではなく、紹介議員の政治信条等を問うような質問が多かったと思える。某議員は単なる紹介議員に過ぎないのに、なぜ某議員に拘ったのか。永田議員は矛先を完全に見間違えているのではないですか。

8 何よりも、他人を誹謗中傷する以前に、まずは永田議員が自らに関する請願等について誠実に答えるべきではないですか。

以上について、永田議員には、もし自分の考えや行いが正しいと確信するなら、瞬時に消えてしまい、再現し論証することが困難な口頭ではなく、逃げずに正々堂々と文章で答えていただきたい。まずは、議会外の第三者である専門家、全市民を含めて、誰が見ても納得ができる論理での回答を、安城市議会が永田議員に求めることで、後世にまで記録として残しておくことができ、安城市議会にとっては大いに意義あることになるであろう。

次に、議員が議場だけでなく、各種メディアを使うなどして、議会の現状やあり方、及び市政について、苦言、さらには厳しい非難を市民へ情報発信することは議員活動として重要なことだと考えるし、むしろそれが無いことのほうが不健全と考える。

しかし、今回の書き込みは、個人名を出し、具体例を示さずに、ほぼ主観のみで個人攻撃し、しかも、自分はいかに立派な議員であるかのような事をアピールする内容となっていて、公序良俗にも反する極めて悪質な行為と言わざるを得ないだろう。

永田議員の書き込みについて、某議員は今のところSNS等で反論も非難もしていないようであり、それは市と議会にとっては幸いなことだと考えている。

もし、安城市議会が永田議員のこのような書き込みを無視、及び容認するような前例を作れば、議会はもちろん、安城市が無法地帯と化し、大混乱する可能性も否定できず、議会及び安城市の今後が心配である。

永田議員のこのような行為について、再発防止の観点からも、安城市議会の厳重な対処を要求する。

#### 請願事項

永田敦史議員には、請願内容にある8項目に文書にて答えていただくと共に、6月26日のSNSへの書き込みについて、安城市議会議員政治倫理条例に従い、議会として厳重な対処と再発防止策を講じることを求めます。

なお、永田敦史議員のFacebookの内容を不問に付し、本請願を否決するようなことがあるならば、議会の説明責任においてその理由を明示していただくことを求めます。

さらには、全議員に対して、安城市議会議員政治倫理条例遵守の徹底を求めます。

要

旨